

# 令和8年度鹿児島市 社会福祉法人・施設 指導監査説明会



鹿児島市健康福祉局  
健康福祉推進部指導監査課

# 目次

1. 令和7年度指導監査結果
2. 指導監査の結果に基づく指導
3. 令和7年度の指導監査において改善が必要とされた主な事項
4. 令和8年度指導監査実施計画及び重点事項
5. 留意事項及び周知事項
6. 指導監査結果の公表

# 1. 令和7年度指導監査結果

区 分	法人・施設数 (R7.4.1現在)	実施数	文書指摘数	口頭指摘数
1 社会福祉法人	125	42	192	103
2 社会福祉施設等	591	247	110	106
(1) 児童福祉施設等	199	198	86	88
(2) 保護施設	1	1	0	1
(3) 障害者支援施設	18	7	4	2
(4) 老人福祉施設等	373	41	20	15
合 計	716	289	302	209

## 2. 指導監査の結果に基づく指導

---

指導監査の結果に基づいて行う社会福祉法人や社会福祉施設等への主な指導は以下のとおりです。

(1) 文書指摘

(2) 口頭指摘

(3) 助言(現場指導)

# (1) 文書指摘

---

社会福祉法人や社会福祉施設等の運営上重要と認められるもの、不適切な処理でその及ぼす影響が大きいものについて、文書で結果の通知を行い、指摘事項に係る改善又は是正の状況を、期限(概ね30日以内)を付して改善状況報告書により求めるもの。

また、口頭指摘を行い、次回の指導監査で改善が見られなかった事項についても文書指摘とすることもあります。



## (2) 口頭指摘

---

文書指摘以外の不適切な処理で、自主的な改善又は是正を促し、次回の指導監査の際に確認を行うもの。

口頭指摘についても文書で結果の通知を行いますが、改善状況等について改善状況報告書での提出は必要ありません。

## (3) 助言(現場指導)

---

文書指摘や口頭指摘に該当しないなど、法令又は通知等の違反は認められないが、社会福祉法人や社会福祉施設等の運営に役立つものと考えられる事項については、助言(現場指導)としています。

指導内容の根拠法令や通知が指導監査の所管外(例:消防法など)である場合は、助言(現場指導)となります。



### 3. 令和7年度の指導監査において改善が必要とされた主な事項

- (1) 社会福祉法人に対する指摘事項
- (2) 児童福祉施設等に対する指摘事項
- (3) 障害者支援施設に対する指摘事項
- (4) 老人福祉施設に対する指摘事項
- (5) 全施設に共通する指摘事項

# (1) 社会福祉法人に対する指摘事項

## 【文書指摘】

理事、監事及び評議員の候補者が欠格事由に該当しないこと等の確認に不備がある。(31件)

## 【多く見られた状況】

法改正により、新たに欠格事由に加えられた「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」でないこと等の確認が漏れている状況が見られました。

## 【改善方法】

提出された候補者の履歴書の賞罰欄だけでは、欠格事由に該当しないこと等の確認が不足するおそれがあることから、例えば、履歴書に加えて「欠格事由等の確認書」を徴取するなどの方法により確認してください。

# (1) 社会福祉法人に対する指摘事項

## 【文書指摘】

決算に際し、理事会の承認を受けていない計算書類、附属明細書、及び財産目録がある。(11件)



## 【多く見られた状況】

決算理事会において、定款に記載された書類が提出され、承認を受けなければなりません。承認を受けていない事例がありました。

## 【改善方法】

決算理事会で、定款に記載された書類を提出し、承認を受けてください。

# (1) 社会福祉法人に対する指摘事項

## 【文書指摘】

理事及び監事の報酬総額が定款に定める手続きにより定められていない。  
(9件)

## 【多く見られた状況】

理事及び監事の報酬等の総額(年間〇〇万円以内という上限)について、評議員会において別に定めると法人の定款に規定しているにもかかわらず、定めていない状況が見られました。

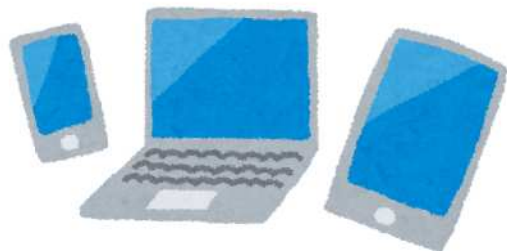
## 【改善方法】

評議員会の決議を得て、定款や報酬基準に定める等してください。

# (1) 社会福祉法人に対する指摘事項

## 【口頭指摘】

職員を兼務し、職員給与を受けている複数の理事の職員給与額を報酬総額に含めて公表していない。(8件)



## 【多く見られた状況】

職員を兼務し、職員給与を受けている理事が複数いるにもかかわらず、その給与額を含めずに理事の報酬等総額を現況報告書で公表している事例が見られました。

## 【改善方法】

職員を兼務している理事の職員給与を報酬等を含めて現況報告書に記載し、公表してください。

## (2) 児童福祉施設等に対する指摘事項

### 【文書指摘】

給与規程の定めと異なる運用をしている。(17件)



### 【多く見られた状況】

給与発令とは異なる金額で支給されている状況が見られました。

### 【改善方法】

各法人で定めた給与規程等を再度確認し、支給誤りがないようにしてください。

## (2) 児童福祉施設等に対する指摘事項

### 【文書指摘】

避難訓練や消火訓練が実施されていない月がある。(9件)



### 【多く見られた状況】

避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回実施しなければなりません。が毎月実施されておらず、風水害や地震を想定した訓練において、消火訓練が実施されていない月が見られました。

### 【改善方法】

どのような災害を想定した場合でも、避難訓練と消火訓練は必ず毎月1回以上実施して、記録に残すようにしてください。

## (2) 児童福祉施設等に対する指摘事項

### 【口頭指摘】

前期末支払資金残高の取崩しに際し、理事会の承認を得ていない(確認できない)。(13件)

### 【多く見られた状況】

委託費の弾力運用最終段階を適用している施設において、必要な理事会の承認を得ないまま、前期末支払資金残高を法人本部の運営経費等に充てている状況が見られました。

### 【改善方法】

前期末支払資金残高の取崩しを行う際は、必ず事前に理事会の承認を得た上で実施するとともに、その内容を議事録等により適切に記録してください。

## (3) 障害者支援施設に対する指摘事項

### 【文書指摘】

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的を実施していない。(2件)



### 【確認された状況】

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練は、定期的を実施しなければなりません、実施していない状況が見られました。

### 【改善方法】

年間計画に記載するなど漏れのないよう、少なくとも年2回は実施し、記録に残すようにしてください。

## (4) 老人福祉施設に対する指摘事項

### 【文書指摘】

業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的に実施していない。(4件)

### 【確認された状況】

令和6年4月1日以降は研修及び訓練の実施が義務付けられましたが、業務継続計画に係る研修及び訓練を実施していない状況が見られました。

### 【改善方法】

定期的を実施し、最新の動向や訓練等で洗い出された課題を業務継続計画に反映させるなど、定期的に見直しを行いましょ。

## (5) 全施設に共通する指摘事項

### 【文書指摘・口頭指摘】

附属明細書と計算書類の金額が一致していない。または附属明細書の記載内容に誤りがある。(計26件)



### 【多く見られた状況】

附属明細書と計算書類で金額の入力誤りなどがあり、金額が一致していない状況が見られました。

### 【改善方法】

誤入力、入力漏れ、システムの仕様など原因は様々ですが、決算資料作成時に、附属明細書と計算書類の金額が一致しているか、改めて確認してください。

## (5) 全施設に共通する指摘事項

### 【文書指摘・口頭指摘】

非常災害対策計画が掲示されていない、または掲示内容が不足している。  
(計10件)



### 【多く見られた状況】

非常災害対策計画の具体的内容について、職員及び入所者に分かりやすく施設内に掲示しなければなりません。が、掲示されていない状況や、掲示内容が不足している状況が見られました。

### 【改善方法】

計画全体を掲示するか、もしくは計画概要の掲示及び計画全体のファイルの備え置きをしてください。

# 4. 令和8年度指導監査実施計画 及び重点事項

## (1) 実施方針

社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査は、社会福祉法等関係法令に従い、法人運営管理、施設運営管理、入所者処遇、職員処遇等について調査することを目的として実施します。



# 4. 令和8年度指導監査実施計画 及び重点事項

## (2) 実施対象

区分	法人・施設 対象数(R8.4.1現在)	計画数
1 社会福祉法人	125	35
2 社会福祉施設等	625	255
(1) 児童福祉施設等	233	233
(2) 保護施設	1	1
(3) 障害者支援施設	18	6
(4) 老人福祉施設等	373	15
合計	750	290

# 4. 令和8年度指導監査実施計画 及び重点事項

## (3) 実施時期

令和8年6月から令和9年2月まで

※年間計画を作成し、月ごとに実施対象の法人・施設を選定して実施通知を送付します。(日程に支障のある場合は、調整しますのでご連絡ください。)

## (4) 実施方法

社会福祉法等関係法令及び鹿児島市社会福祉法人等指導監査要領に基づき、指導監査項目等を定め、法人・施設等に自主点検表を提出いただいた上で、原則として実地により行います。

# 4. 令和8年度指導監査実施計画 及び重点事項

指導監査における重点事項は、社会福祉法人及び社会福祉施設等の所管課から特に確認が必要として要望があった事項や全国主管課長会議等における留意事項、前年度の重点事項における遵守状況等を踏まえて定めています。

- ・社会福祉法人関係：法令遵守と適正な運営の確保（6項目）
- ・社会福祉施設等関係：利用者視点に立ったサービス提供への取組（8項目）

# 重点事項（社会福祉法人）6項目

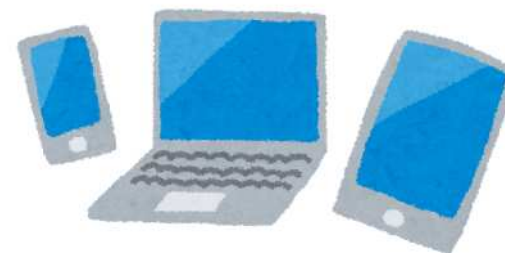
## （1）適正な法人運営体制の確保（4項目）

- ①理事、監事及び評議員の選任手続は適正に行われているか。
- ②理事会・評議員会の開催手続、開催時期、議事録の記載内容及び保存が適正になされているか。また、利益相反取引を行っている場合、その内容及び手続は適正であるか。
- ③現況報告書が正しく作成されているか。また、地域における公益的な取組を実施している場合は漏れなく記載しているか。
- ④定款の内容や役員報酬等の基準・支給実績等、法令に定める事項をインターネットで公表しているか。

# 重点事項(社会福祉法人) 6項目

## (2) 適正な事業経営・会計処理(2項目)

- ① 必要な計算書類、附属明細書及び財産目録が正しく作成されているか。また、計算関係書類及び財産目録に関して、理事会及び評議員会に提供し承認を受けているか。
- ② 法人外への資金流出を行っていないか。



# 重点事項(社会福祉施設等) 8項目

## (1) 利用者の安心・安全の確保(4項目)

- ①利用者の処遇に係る計画を適切に作成しているか。(児童福祉施設等のみ)
- ②非常災害に対する備え(災害の種類や立地環境に応じた計画の作成、避難訓練の実施と報告等)が適切に行われているか。(新規施設のみ)  
また、発生時への備え(業務継続計画に基づく研修・訓練の実施)が講じられているか。  
(入所施設・新規施設のみ)
- ③感染症予防対策(委員会の設置や研修の実施等)が取られているか。また、発生時への備え(業務継続計画に基づく研修・訓練の実施)が講じられているか。(入所施設・新規施設のみ)
- ④事故防止対策や発生時の対応(利用者家族や所管課への報告等)が適切に行われているか。

# 重点事項(社会福祉施設等) 8項目

## (2) 虐待の防止(1項目)

- ①虐待の未然防止や早期発見に努めているか。また、虐待の防止に向けた取組(委員会の設置や研修の実施等)をしているか。



# 重点事項（社会福祉施設等） 8項目

## （3）必要な職員の確保と職員処遇の充実（2項目）

- ①配置基準に基づく必要な職員が配置されているか。
- ②保育所においては、給与や各種手当は給与規程等の規定に基づき支給されているか。



# 重点事項(社会福祉施設等) 8項目

## (4) 適正な会計処理(1項目)

- ① 運営費・委託費の弾力運用の要件を満たしているか。(該当施設のみ)  
また資金移動に係る経理処理が、通知に基づき適正に行われているか。

## 5. 留意事項及び周知事項

---

(1) 社会福祉法人に関する申請(届出)について

(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の指導監査について

## 5. 留意事項及び周知事項

---

### (1) 社会福祉法人に関する申請(届出)について

令和8年4月1日から、社会福祉法人の設立認可等に関する申請(届出)の提出先が、施設所管課から指導監査課へ変更となりました。

## 5. 留意事項及び周知事項

---

### (2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の指導監査について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、国の法律に基づく制度です。そのため実施している園等は、制度の運営状況について指導監査・確認の対象になります。

## 6. 指導監査結果の公表

---

社会福祉法人等の運営の適正化と福祉サービスの質の向上等のため、指導監査結果の公表を行います。

### 【公表内容】

法人・施設ごとの個別結果

### 【公表対象施設】

令和7年度に指導監査を実施した社会福祉法人・社会福祉施設等

## 6. 指導監査結果の公表

### 【公表内容】

令和7年度分の一般指導監査結果

- ①法人・施設名
- ②指導監査実施日
- ③指導監査方法(実地又は書面)
- ④文書指摘事項の概要
- ⑤改善状況(改善済・改善中・未改善など)

※挙証書類の追加提出等の時期については、  
次のシートをご確認ください。



## 6. 指導監査結果の公表

---

### 【公表方法・時期】

本市ホームページに令和8年8月に掲載する予定です。

※挙証書類の追加提出等により、是正・改善に向けた取組が確認された場合はホームページを毎月更新します。

### 【公表に当たってのお願い】

令和7年度及び令和5～6年度分の指導監査で文書指摘を受け、未改善又は改善中の事項が残っている社会福祉法人・社会福祉施設等は、その是正・改善に取り組んでいただき、速やかに挙証書類の提出をお願いします。

※指導監査結果の公表は、新しいものから3年度分をホームページ上で公表し、その後は1年ごとに更新していきます。

## ～終わりに～

---

指導監査時の施設回覧の際は、感染対策に配慮しつつ、施設側了承の下、居室や浴室、保育室等、必要な範囲で実施いたします。調理室への立ち入りは行いません。

指導監査へのご対応・ご協力をお願いいたします。

※『令和8年度の指導監査について(変更点等)』及び『令和7年度指導監査における主な文書指摘』を別紙にまとめております。こちらも参考にしてください。

ご視聴ありがとうございました。

